

平成30年

第3回市議会定例会 議案第10号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 特殊建築物の防火構造（第57条～第60条）」を「第7節 削除」に改める。

第1条中「附加」を「付加」に、「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第13条中「。第57条において同じ」を削る。

第3章第7節を次のように改める。

第7節 削除

第57条から第60条まで 削除

第60条の2第1号中「診療所」の後ろに「（患者を入院させるための施設を有するものに限る。第60条の4第4項において同じ。）」を、「児童福祉施設等」の後ろに「（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。第60条の4第4項において同じ。）」を加える。

第60条の15中第47号を第49号とし、第36号から第46号までを2号ずつ繰り下げ、同条第35号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同号を同条第36号とし、同号の次に次の1号を加える。

(37) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 160,000円

第60条の15中第34号を第35号とし、第4号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「第43条第1項ただし書」を「第

43条第2項第2号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請
27,000円

第61条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「の仮設建築物」を「に規定する仮設興行場等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第85条第6項に規定する仮設興行場等で、消火および避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについて準用する。この場合において、前項中「ないと」とあるのは、「なく、かつ、公益上やむを得ないと」と読み替えるものとする。

第61条の2第1項中「、第36条第1項ならびに第57条」を「ならびに第36条第1項」に改める。

第62条の2第1項中「第43条第1項ただし書の規定により」を「第43条第2項第1号の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物または同項第2号の規定により」に、「「道路」とあるのは「法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道または」を「「道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道または同項第2号の規定による許可に係る道もしくは」に、「又は道路」とあるのは「法第43条第1項ただし書」を「又は道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道もしくは同項第2号」に、「または道路」とあるのは「法第43条第1項ただし書」を「または道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道もしくは同項第2号」に、「道路境界線」とあるのは「法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道または」を「道路境界線」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道の境界線または同項第2号の規定による許可に係る道もしくは」に、「の法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道または」を「の法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道または前面の同項第2号の規定による許可に係る道もしくは」に改め、同条第2項中「第43条第1項ただし書」

を「第43条第2項第2号」に改める。

第63条第1項中「, 第57条」を削る。

附 則

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

特殊建築物の防火構造に関する規制を廃止し、建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外に係る認定に関する事務および1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可に関する事務について手数料を徴収することとし、ならびに仮設興行場等に対する制限の緩和に関する規定等を整備し、ならびに同法の一部改正に伴う規定の整備等をするため